平成27年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント

○　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得した施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成２６年と平成２７年を比較すると、１３，１７０円の増となっている。

介護職員の平均給与額（月給・常勤の者）	平成２７年９月	平成２６年９月	差　額
介護職員処遇改善**加算（Ⅰ）の届出をした施設・事業所**	２８７，４２０円	２７４，２５０円	**１３，１７０円**
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の届出をした施設・事業所	２８４，４１０円	２７２，１００円	１２，３１０円

※１　調査対象となった施設・事業所に平成26年と平成27年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
※２　平均給与額は、基本給（月額）＋手当＋一時金（４～９月支給金額の１／６）

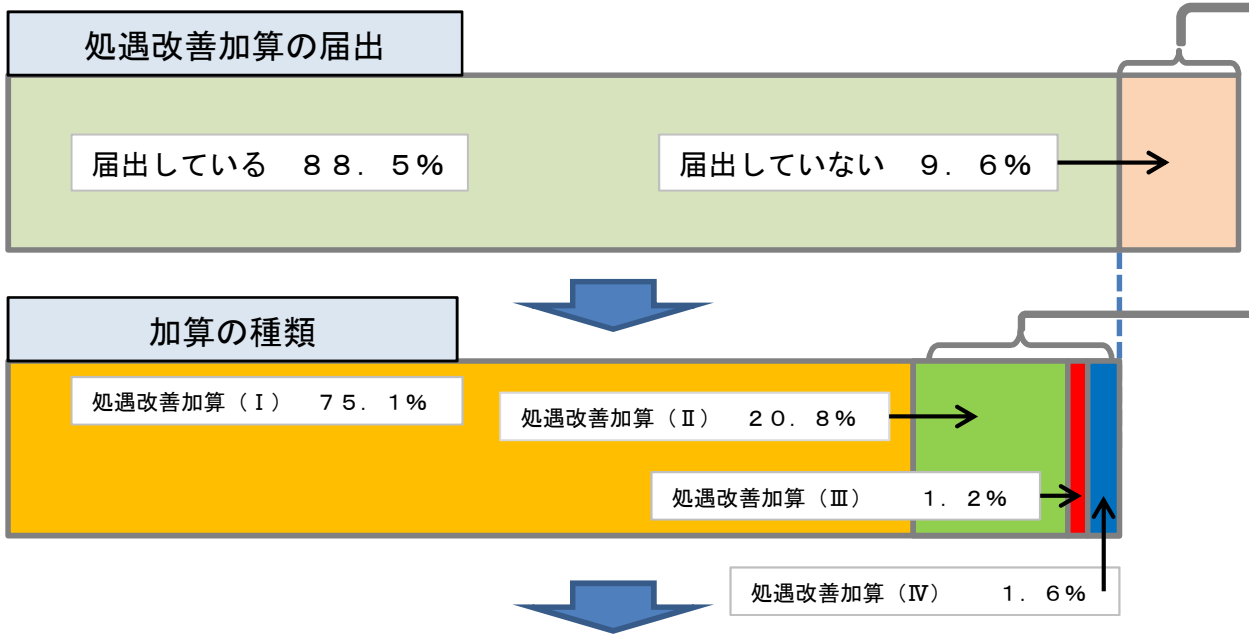

加算の届出をしない理由（複数回答）	
事務作業が煩雑	45.4 %
利用者負担の発生	36.7 %
対象の制約のため	32.1 %

加算（Ⅰ）の届出が困難な理由（複数回答）	
キャリアパス要件Ⅰ（賃金体系の整備）を満たすことが困難	60.0 %
キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施）を満たすことが困難	21.0 %
職場環境等要件（賃金引上げ以外の改善）を満たすことが困難	11.5 %

※　加算（Ⅱ）から（Ⅳ）を届出ている事業所

給与等の引き上げの実施方法（複数回答）	
定期昇給を実施（予定）	59.8%
手当の引き上げ、新設（予定）	50.7%
賞与等の引き上げ、新設（予定）	19.1%
給与表を改定して賃金水準を引き上げ（予定）	17.7%

特別事情届出書の届出（複数回答）9 / 5,094事業所	
賞与等の引き下げ、廃止	7 件
給与表を改定して賃金水準を引き下げ	3 件
各種手当ての引き下げ、廃止	3 件

※　給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者（介護職員に限定していない）全体の状況

介護従事者処遇状況等調査について

○　調査の目的

・　介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする

○　調査の対象

・　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに調査日に当該施設・事業所に在籍する介護従事者等

○　調査の方法等

・　調査実施時期：平成２７年１０月

・　調査対象施設・事業所に在籍している介護従事者等について、平成２７年９月と平成２６年９月における給与等を調査

	施設・事業所数	調　査対象数	休止・廃止	客体数	有効回答数	有効回答率（%）
合計	138,780	10,560	165	10,395	7,559	72.7%

○　加算の種類

処遇改善加算（Ⅰ）：２７，０００円相当　（キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱに加え、職場環境等要件を満たす場合）
処遇改善加算（Ⅱ）：１５，０００円相当　（キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱに加え、職場環境等要件を満たす場合）
処遇改善加算（Ⅲ）：（Ⅱ）×０．９相当　（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす場合）
処遇改善加算（Ⅳ）：（Ⅱ）×０．８相当　（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合）

○　加算の算定要件

キャリアパス要件Ⅰ：職位、職責、職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備
キャリアパス要件Ⅱ：資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保
職場環境等要件　　：賃金改善を除く、職場環境等の改善
（例）・事故・トラブルへの対応マニュアルの作成による責任の所在の明確化
・こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備など

○　特別事情届出書

事業の継続を図るため、賃金水準を下げたうえで賃金改善を行う場合、都道府県等に届出。
※要件：一定期間収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況にあること。
状況が改善した場合は、賃金水準を引き下げ前の水準に戻すこと。
適切に労使の合意を得ていること。